

東京都における推進計画

(令和2年度 若年技能者人材育成支援等事業)

令和元年度における事業実績及び連携会議の提案・意見等を踏まえ、ものづくりマイスター・ITマスターの積極的活用、企業、教育関係機関や技能士関係団体等との連携関係の構築などを図り、また、平成30年度後半に設置された「テックマイスター（IT技術を活用した生産性・品質向上の指導が可能な者）」の掘り起こし、募集、派遣のコーディネートにより（以下、ものづくりマイスター・ITマスター・テックマイスターを「ものづくりマイスター等」という）、若年技能者の人材育成支援を行うとともに、児童・生徒や若者の関心が一層ものづくり分野へ向くように、推進計画を策定する。

ただし、新型コロナウイルス感染症への感染が拡大し、緊急事態宣言が出されたこともあり、予定事業が変更、中止等もあり得、先が見通せない状況があるので、計画の実施については、今年度は厚生労働省とも協議しながら、状況を踏まえ柔軟に対応していく。

1 ものづくりマイスター等の活用事業

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助

ア 相談窓口の設置

東京都技能振興コーナーに若年技能者の人材育成に係る相談窓口を引き続き設置し、専任職員による随時相談を受け、きめ細かな対応を図る。

イ 人材育成の相談・援助

若年技能者の人材育成に係る相談・援助を実施する。

例えば、技能検定試験の実技課題や技能五輪全国大会の競技課題等を活用した人材育成の取組マニュアル、企業等の訓練計画の作成のアドバイス、指導者の紹介、好事例の紹介、指導者の派遣や訓練施設のコーディネート等の援助を行う。

ウ ものづくりマイスター等制度の紹介

技能振興コーナーのホームページを活用し、制度の紹介を充実させるとともに、ポスター、パンフレット、電子媒体等による広報活動を展開し、更に制度の周知を効果的に図る。

エ ものづくりマイスター等が行う実技指導の中で、一定の条件が満たされれば3級技能検定の資格付与が可能であることを案内する。

オ 東京都職業能力開発協会からの企業情報も得て、ものづくりマイスター等派遣に関心を持っている企業への訪問相談も行っていく。

(2) ものづくりマイスター等の発掘・登録

企業や学校からのものづくりマイスター等派遣要請に対して、ものづくりマイスター等とのマッチングを的確に行い派遣を円滑に実施し、ニーズに対応していくために、登録ものづくりマイスター等の数（ストック）及び登録職種の数（メニュー）を増やしていく。

認定申請者については、確実に活動できることなどの確認をしたうえで、中央技能振興センターに申請する。令和2年度の登録数の目標は、ものづくりマイスター、ITマスターについては、事業開始後すみやかに厚生労働省との協議に基づき、令和元年

度の実績を踏まえ、目標数値を定める。いずれも、随時募集する。

- ア 発掘に当たっては、ものづくりマイスター等に対する関心を高めるため、ものづくりマイスター等の活動の意義や具体的な活動事例を紹介する募集パンフレットを用いて、ものづくりマイスター等登録活動を推進していく。
- イ ものづくりマイスターについては、申請者数が減少傾向にあるため、平成29年度から企業・業界団体に対して、業界の中核をなしている中堅どころの技能者（所謂、第二世代技能者）のものづくりマイスター認定申請を積極的に行うよう呼びかけを行ってきたが、その効果も出てきているので引き続き行っていく。
- ウ 職業能力関係施設や専門学校等においては、幅広い職種について職業教育訓練を行っており、これらの施設の協力を得て、当該施設のものづくり職種の講師に対して認定申請を要請する。
- エ ITマスターについては、一般社団法人東京都情報産業協会や特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会等のIT団体や業界と引き続き連携して、周知を図るとともに、IT企業訪問等を行っていく。
- オ テックマイスターについては、中央技能振興センターから、平成30年度下半期に認定要件や認定申請要領が示されたが、令和元年度までに認定された数が少ない。令和2年度はあらためてテックマイスター制度についての周知を行っていく。

(3) ものづくりマイスター等派遣による実技指導

ものづくりマイスター等は、都内のものづくりマイスター等を中心に活用するが、要請のあった職種で都内のものづくりマイスター等がない等の場合は、必要に応じて、広域派遣制度に基づき近隣県のものづくりマイスター等の活用も図っていく。

ITマスターの企業や学校派遣による実技指導については、まだ、実績が少ない。国の動向を踏まえつつ、HPや当協会のDMを活用して広報に努めるとともに、当協会からの企業情報も得ながら、国と協力連携して進めることとする。

技能検定試験の検定委員となっている者に対しては、技能検定試験の公平性についての疑念を抱かれることのないようにするという観点から、当該検定職種（作業）の技能検定実技試験に先立って、技能検定実技試験に係る講師としての派遣は行わない。

ア 学校等へのものづくりマイスター等派遣による実技指導の実施

この事業が工業高校や農業系高校の専門高校に定着しつつあるが、本事業の予算にも限りがあるため、既に受入れ実績のある学校については、年度当初に年間派遣計画を作成して計画的な派遣を行い、また、未実施校については、専門高校の設置科と職種との関係を整理して、校数や実施量のバランスを取りながら派遣を実施していく。

主に技能検定課題や技能競技大会の競技課題を活用して実技指導を実施する。実施に当たっては、工業高校や農業系等の専門高校コース、普通高校コース（製造業・建設業就職内定者向け）、大学・専修学校等コース（製造業・建設業就職内定者向け）を設定し、ニーズに合った実技指導を行う。

イ 中小企業等におけるものづくりマイスター等の活用の促進

中小企業等へのものづくりマイスター等派遣の数が学校への派遣に比較して少ない現状がある。

その理由として、まず、この事業を知らない企業も多いことがあげられる。次に、企業への派遣は、高等学校への派遣とは異なり、ニーズの内容が企業によって大きく異なることをあげることが出来る。初級技能者に対する製造機械習熟訓練、新分野へ進出のための技能習得訓練、中堅技能者のトラブル対処訓練など企業派遣ニーズは様々である。このため、ニーズはあっても該当職種のものづくりマイスター等とのマッチングが成立しない場合もある。

また、中小企業においては、一層の生産性向上とIT化への対応が急務となっている。このことを支援するため、平成28年度末にITマスター制度が設置され、平成30年度後半に「テックマイスター」制度が前述したように設置された。

これらの制度を活用して、中小企業へのものづくりマイスター等派遣を促進するため、令和2年度は、マイスター等のストックの確保とともに、次の(ア)~(オ)のような方策を行う。

(ア) まず、この新たな制度の周知を、当協会HPや定期的に当協会会員や企業へ発送しているDM(約8,000通)を通じて広報する。

(イ) ものづくりの盛んな区市の産業経済部門や産業団体との連携・協力を一層推進する(城南・城東地域等)。個別企業レベルでは、ニーズに応じてものづくりマイスター等派遣を行っている多摩地域にもアプローチしていく。

(ウ) 中小企業の若手経営者が集まる自主的グループ等が、ものづくり産業集積地域にあるが、これらの地域グループや地域のハブ企業に新たな制度等を周知する。

(エ) 平成25年度に行ったニーズ調査を活用して、人材育成に意欲のある企業やものづくりマイスター等の活用に向きの企業に対して、引き続き、具体的なニーズ等を把握し、ものづくりマイスター等と企業とのマッチングを図る。

(オ) 平成30年度に新たな取り組みとして、工業高等学校卒業生就職先企業へものづくりマイスター等派遣制度のPRをしたところ、新たな企業へのものづくりマイスター派遣に繋がった。令和2年度も引き続き、この取り組みを行っていく。

ウ 指導内容の記録、課題等の伝授

受講生の到達度、今後の課題や感想等を記録し、受講生に対して受講後の記録内容等を伝えると共に、今後の技能の向上に役立つよう指導する。

(4) 「目指せマイスター」プロジェクトの推進

平成26年度に開始した「目指せマイスター」プロジェクト等の推進を図るため、教育関係者や児童・生徒に対するものづくり・ITの魅力発信を行っていく。このことについては、国から各都道府県や市区町村教育委員会宛に、事業概要や協力要請の通知がされている。

これまで、重点地域を設定して、段階的に事業推進を行ってきており、平成28年度からは、新たにITの魅力発信の事業が加わった。

平成31年度は、実績の上がり始めた地域(中野、文京、江東、目黒、足立、墨田、北、葛飾、武蔵野、三鷹、東村山等)や未実施地域、これまで重点的に事業の普及に努めてきた地域(大田、新宿、板橋、江戸川)について、予算に限度がある中で、実施数量のバランスを考えて実施していく。

ア 学校の授業等へものづくりマイスターを講師として派遣

小中学校の他、普通高校や総合高校の授業等へものづくりマイスターを講師として派遣し、「ものづくりの魅力」を発信していく。

イ 学校教員や保護者に対するものづくりの魅力発信

若者に影響力のある教員や保護者を対象として「ものづくりの魅力」に関する講座等を実施する。

ウ ものづくりマイスターが働く事業所での職場体験

ものづくりマイスターが働く事業所で児童・生徒が職場体験をすることを通じて、児童・生徒の関心や興味をものづくり分野へ誘導していく取り組みであるが、対象となる事業所と学校との距離や職種、体験日数の関係で、従前は実績が少なかった。

国の仕様書には求職者も対象とすることとしており、就労支援施設の性格が強まっている若者サポートステーションや東京都との連携の中で、この事業の実施可能性を

引続き検討していく。

エ 「ITの魅力」発信

児童・生徒へITの興味を喚起するとともに、児童・生徒にIT分野についての理解を深めて貰うため、ITマスターを学校へ派遣し、「ITの魅力」発信を行う。

ただし、令和元年度まで使用可能であったロボット教材が使用できないので、代替え教材または別職種の「ITの魅力」発信を行う。

平成28年度は小中学校で試行的に行い、平成29年度からは本格実施しているが、実施規模については、事業開始後すみやかに厚生労働省との協議に基づき、令和元年度の実績を踏まえ、目標数値を定める。

(5) ものづくりマイスター等に対する指導技法等講習会の実施

認定されたものづくりマイスター等に対して、指導技法に優れている講師により、指導技法の習得と向上のための講習会を随時開催する。講習会の未受講者については、引続き、講習会開催時ごとに受講を呼びかける。

(6) ものづくりマイスター活動意志確認

令和2年度についても、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターについて、ものづくりマイスターとして活動する旨の意志確認を行うとともに、最新版のテキストや事例集等の情報提供を行う。

2 地域における技能振興事業

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施・援助

ア 技能五輪全国大会の予選会を実施

(ア) 国の実施要領を踏まえ、技能五輪全国大会令和3年東京開催を視野に置き、予選職種の拡大を図っていく。

(イ) 実施に当たっては、業界の協力により、円滑な運営を図る。

イ 技能五輪全国大会等への参加に対する援助

技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会について、参加選手や指導者の参加旅費、道具等の運搬費に対する援助を実施する（ただし、選手が大企業に雇用されている場合は除く）。

(2) 地域における技能振興事業の実施

ア ものづくり教育・学習会の実施

(ア) 匠の技・高度技能の実演を披露することにより、ものづくりの素晴らしさを伝える。

a 対象者等：高校生等

b 実施場所：高校やイベント会場にて実施

c 実施対象職種：内装仕上げ、貴金属装身具 等

(イ) 技能五輪全国大会等上位入賞者による技能の実演を披露することにより、技能競技大会の素晴らしさを伝授する。

a 対象者：高校生等

b 実施場所：高校等やイベント会場にて実施

c 実施対象職種：建築大工、造園、フラワー装飾 等

イ 技能の魅力を伝えるものづくり普及啓発(ものづくり体験教室)事業の実施

地域で実施しているものづくりに関連するイベントへ熟練技能者等を派遣して、ものづくりの体験教室や実演等を行うことにより、地域の子供達や参加者にもものづくりの魅力を伝えて貰い、技能への関心を高める取組みを行う。

(ア) 対象者：小・中学生等

(イ) 対象職種：建築大工、和裁 等

ウ 熟練技能者派遣による実技指導の実施

ものづくりマイスター認定職種以外の技能分野やものづくりマイスターが選定できない職種で、実技指導の要請があった場合、熟練技能者を派遣することで対応する。

エ イベント「ものづくりフェア東京2020」の開催（2日間）

技能士会、関係行政機関等とも連携して、匠の技の作品展示・実演・体験を通してものづくりの素晴らしさや重要性、必要性をアピールし技能尊重気運の醸成を図るためイベントを開催する。平成28年度、29年度は「技能士展」と、30年度、令和元年度は「技能士展」に加え、「技能競技大会展」と同時開催を行った。令和2年度も実施形態については、中央技能振興センターと協議して実施する。

より幅広い参加を得るため、フェアのPRを新宿の周辺区まで範囲を広げ、校外授業等としてフェアでもものづくり体験を希望する学校や児童施設をあらかじめ募集する。

(ア) 内容

ものづくりの技術・技能の素晴らしさやものづくりの体験を通じて、その面白さを広く知って貰うため、会場をものづくりマイスターゾーン、情報技術ゾーン等に分け、展示や実演、体験を行う。令和元年度は、特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会、一般社団法人東京都情報産業協会の協力を得て、ロボットプログラミング等のIT体験を実施したが、令和2年度も引続き情報技術ゾーンの充実を図っていく。

a 展示：ものづくりマイスター、現代の名工等による技能の紹介、匠の技の作品展示、技能五輪全国大会、技能検定の紹介、ものづくりに係る中小企業の製品を展示

b 実演：ものづくりマイスター、現代の名工、技能五輪全国大会等の入賞者による実演

c 体験：技能士会等による体験教室を開催

d 競技会：フラワー装飾等の競技会を開催し、優秀者を表彰する等、参加者の関心・意欲を高める工夫をする。

(イ) 参加団体：都内各技能士会、行政機関、教育訓練機関、中小企業など

(ロ) 広報：報道発表やポスター、チラシ等を作成し広く周知

オ ブロック単位でのイベントの実施

中央技能振興センターが全国各ブロック単位で行っているイベントに対して、周知・広報事業者や中央技能振興センターに協力していく。

(ア) 技能士展の実施

a 展示：技能士の活動の紹介、技能検定の紹介、作品展示、技能士が活躍している企業の紹介（製品等を展示）

b 実演：技能士によるものづくり実演

(イ) 技能競技大会展の実施

a 展示：技能競技大会（技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会、技能グランプリ）の紹介

b 実演：技能競技大会入賞者の紹介、ものづくり実演

カ 技能競技大会の観覧

若者の技能への取組みの真剣さを実感し、高校生等に技能への姿勢を高めて貰うための日帰りバスツアー技能競技大会観覧会について、令和2年度は、技能五輪全国大会開催地に愛知県が予定される。原則日帰りバスツアーによる実施であるが、宿泊等の費用を参加者負担であれば、実施可能となったので、実施を目指す。

キ 「地域発！いいもの」応援事業の実施

地域で行われる技能振興の取組みを支援し、技能尊重気運を更に高めるため、地域で行われる技能振興に関連する取組みや制度（受託者が実施するものを除く）について、広く応募して頂き、中央技能振興センターで審査、選定を行い、全国的に広報を行うものである。応募の受付・チェック・中央技能振興センターへの応募書類の送付、審査結果の通知を行う。連携会議委員等からの情報提供による掘り起しや企業・業界団体等へのチラシ配布、当協会DM等によりこの取組みのPRを行う。

ク グッドスキルマーク事業の実施

技能検定制度の更なる周知・普及を図るため、1級技能士又は単一等級技能士が製作した場合や製作に関わった場合にのみ表示できるロゴマークを付与することができる商品を中央技能振興センターで認定する事業である。平成30年度から募集の周知、応募書類の受付、チェック、中央技能振興センターへ書類送付、結果を応募者へ通知の業務を行うこととなった。令和2年度も、年2回の募集予定であることを踏まえ、引続き東京都技能士会連合会等を通じたPRを行っていく。

ケ 現代の名工の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援

中央技能振興センターが、令和元年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者150名の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援（センターが示す編集方針に従って、被表彰者の就業地を管轄するコーナーが当該被表彰者に対して取材を行い、取材結果をセンターに提出）を行う。

3 連携会議

(1) 連携会議の開催

東京都の産業特性、就業構造等を踏まえた、本事業の推進計画に関する審議・決定や進捗状況の管理を行うため、平成25年度より連携会議を設置している。個別事業が関係者や地域の協力によって計画的にかつ円滑に実施されるように、連携会議に専門部会、分科会（ものづくり・IT分科会、教育分科会）を設置していた。令和2年度の連携会議は、以下の体制で行うこととする。

連携会議は、年度当初には、都道府県単位の推進計画の決定を行う。年末においては、当該年度の実施状況の他、次年度に向けた改善事項等を連携会議に報告し、取り纏めを行う。

ア 連携会議の構成

(ア) 構成メンバー

学識経験者、経営者団体、労働者団体、技能士会、教育関係者団体、東京労働局、東京都など

(イ) 分科会の構成

学識経験者、企業、業界、行政機関、教育機関、ニート・フリーター関係団体など。

イ 開催時期

(ア) 本連携会議

2回程度

(イ) 分科会

開催は、本連携会議の状況により随時行う。令和2年度の分科会の編成は、令和元年度に引き続き、2分科会程度とする。

(2) 事業協力体制の整備

事業を推進していく上で、戦略的かつ中長期的な動きが出来るように各種団体等と事業の協力体制を構築していく。

(対象)各技能士会、各技能検定協力団体、連携会議メンバー所属組織など